

相続専門税理士が教える 揉めない遺産の残し方



税理士法人レディング

(愛知県名古屋市)

木下勇人代表(37)

はじめまして。名古屋の相続専門の税理士法人レディングの代表を務める木下と申します。監査法人トーマツ時代に資産税部門に属志願し、今年、公認会計士歴10年を迎

年、資産税を揉めない相続の間で、会社オーナーさま向けの相続・事業承継対策として組織再編、株価対策の支援、不動産オーナーさま向けの相続対策として土地活用、生前贈与、遺言、納税資金対策の支援、そして、サラリーマン向けの相続・争議対策まで。「相続」に

関わるあらゆる方の支援を行つてまいります。今回から「相続専門税理士が教えるもめない『遺産の残し方』」を担当させていただくこととなりました。どうぞ

お問い合わせください。私は、確実な贈与の贈与がおすすめで、まずは、感謝されば、感謝の気持ちを込めて自宅の印鑑で孫名義の預金口座をつくり、定期的に預金に入金していく、いわゆる、名義預金を受け取る側の孫に「もう

年、資産税を揉めない相続の間で、会社オーナーさま向けの相続・事業承継対策として組織再編、株価対策の支援、不動産オーナーさま向けの相続対策として土地活用、生前贈与、遺言、納税資金対策の支

贈与された孫が知らない名義預金は課税対象に

の間、会社オーナーさま向けの相続・事業承継対策として組織再編、株価対策の支援、不動産オーナーさま向けの相続対策として土

地活用、生前贈与、遺言、納税資金対策の支

付けています。第一回のテーマは、「想いを伝える『贈与』」です。相続税大増税時代を前に、生前対策の一

つとして、「贈与」の贈与がおすすめで、まずは、確実な「贈与」を行い、相続財産として課税されないために

は、どうすればよいのかを活用して、「争族」から「想族」へ。

の間で、会社オーナーさま向けの相続・事業承継対策として組織再編、株価対策の支援、不動産オーナーさま向けの相続対策として土

地活用、生前贈与、遺言、納税資金対策の支

付けています。死後に財産を渡す「相続」、生前に財産を渡す「贈与」、い

ます。死後に財産を渡す「相続」、生前に財産を渡す「贈与」、い

ます。死後に財産を渡す「相続」、生前に財産を渡す「贈与」、い

ます。死後に財産を渡す「相続」、生前に財産を渡す「贈与」、い

法は、贈与の意思とその意思を表す証拠を確実に残すことです。印鑑は渡す側・もらう側、個人個人のものを使用。現金の手渡しよりも、預金口座を通じた振込。未成年者への贈与のときも含め、贈与契約書を作成し自署押印。

婚姻期間20年を過ぎた夫婦であれば、感謝の気持ちを込めて自宅の印鑑で孫名義の預金口座をつくり、定期的に預金に入金していく、いわゆる、名義預金を受け取る側の孫に「もう

(きのしたはやど) 監査法人トーマツ名古屋事務所に入所後、2009年に「相続専門事務所」を掲げて税理士法人レディングを開設。年間30件以上の相続申告・年間200件以上の相続税相談を行っている。